

建物建築資金用、全宅「つなぎ融資」の融資限度額を変更させていただきます。

(平成23年4月1日以後に住宅金融支援機構「住宅融資保険の付保承認」が行われた貸付けから適用開始)

＜変更前＞	
1、	建築工事請負契約書において、工事進捗に応じた建築代金の支払条件が定めてある場合、 当該契約書の支払い条件割合に応じての建築着工金と、建築資金中間金の「つなぎ融資」実行が可能 (限度額は、着工金と中間金の合算で建築工事請負金額の 60%以内)。
2、	建築工事請負契約書において、工事進捗に応じた建築代金の支払条件が定めて無い場合、 次の①、②の条件で「つなぎ融資」実行が可能。 ① 住宅着工時 建築着工金の「つなぎ融資」限度額は、建築工事請負契約書において定める請負金額の30%まで。 ② 住宅上棟時 建築資金中間金の「つなぎ融資」限度額は、建築工事請負契約書において定める請負金額の60%まで。 (住宅着工時支払資金用の「つなぎ融資」をご利用中の場合は、60%に相当する金額から当該ご利用中の金額を除いた金額まで。)

＜変更後＞	
・	建築工事請負契約書において、工事進捗に応じた建築代金の支払条件が定めてある場合、定めて無い場合に係わらず、 建築着工金と、建築資金中間金の「つなぎ融資」限度額は、次の①、②を上限とする。 ① 住宅着工時 建築着工金の「つなぎ融資」限度額は、建築工事請負契約書において定める請負金額の30%まで。 ② 住宅上棟時 建築資金中間金の「つなぎ融資」限度額は、建築工事請負契約書において定める請負金額の60%まで。 (住宅着工時支払資金用の「つなぎ融資」をご利用中の場合は、60%に相当する金額から当該ご利用中の金額を除いた金額まで。) ※建物建築資金の「つなぎ融資」限度額は、着工金と中間金の合算で建築工事請負金額の 60%以内。